

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇七一三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、	平成二二年 一〇月一日 から平成二 三年三月三 日まで	七〇、〇〇 〇トン
〇七一三・ 三二	ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二二年 一〇月一日 から平成二 三年三月三 日まで	〇トン
〇七一三・ 三三			
〇七一三・ 三九			
〇七一三・ 五〇			
〇七一三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二二年 一〇月一日 から平成二 三年三月三 日まで	二、一〇四 、〇〇〇ト ン

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
〇七一三・ 一〇	同上	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七一三・ 三二		平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇トン
〇七一三・ 三三			
〇七一三・ 三九			
〇七一三・ 五〇			
〇七一三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	同上	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 、九〇〇ト ン

一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの とうもろこしのうちその 他のもの 麦芽(いつてあるかない かを問わない。)	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで 平成二二年 四月一日 から平成二 三年三月三 日まで 平成二二年 四月一日 から平成二 三年三月三 日まで 平成二二年 四月一日 から平成二 三年三月三 日まで 平成二二年 四月一日 から平成二 三年三月三 日まで	三七五、九 〇〇トン 四七、〇〇 トン 六五、二〇 トン 二四六、〇 〇〇トン 七八、五〇 トン
一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上
一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	一九 一〇八・ 一四 一〇八・ 一三 一〇八・ 一〇八・ 一〇八・	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで 平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで 平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで 平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで 平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上

<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>
<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	